



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月22日（水） 第10084号

## 目次

ページ

### 告 示

○免税軽油使用者証の無効（税務課）	2
○監視伝染病の検査命令（畜産課）	2
○同	3
○家畜の注射の実施（同）	4
○道路の区域変更（道路管理課）	4
○道路の供用開始（同）	5
○道路の区域変更（同）	5
○同	5
○同	6
○道路の供用開始（同）	6
○同	6
○同	7
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示の一部改正（同）	7

### 公 告

○都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課）	7
-------------------------	---

### 公 営 企 業 公 告

○都市計画事業の変更認可（団地課）	8
-------------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第77号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を 交付した事務所	亡失年月日
農業	07-00464	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	吾妻行政県税事務所	令和5年2月22日

◎群馬県告示第78号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 実施の目的 次に掲げる家畜伝染病の発生を予防し、又はその発生の状況及び動向を把握するため
  - (1) ヨーネ病
  - (2) 伝達性海綿状脳症
  - (3) 腐蛆病
- 2 実施する区域 所轄家畜保健衛生所長が指定する区域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
  - (1) ヨーネ病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
    - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
    - イ 種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
    - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（生後6月未満のものを除く。）
    - エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
    - オ 搾乳又は繁殖の用に供するため県外から導入した牛及び放牧予定牛（生後6月未満のものを除く。）
    - カ 集畜に伴う共進会出品予定牛（生後6月未満のものを除く。）
  - (2) 伝達性海綿状脳症にあつては、次に該当する家畜の死体
    - ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。）
    - イ 月齢又は推定月齢が18月以上のめん羊及び山羊で、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
  - (3) 腐蛆病にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
- 4 実施の期日 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

## 5 検査の方法

(1) ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症にあつては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第1に定める方法

(2) 腐蛆病にあつては、臨床検査及び細菌学的検査

6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## ◎群馬県告示第79号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一太

## 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生の予察

(1) ブルセラ症及び結核

(2) 豚熱

(3) アフリカ豚熱

(4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(5) アカバネ病

## 2 実施する区域 県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) ブルセラ症及び結核にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

ア 種付けの用又は搾乳の用に供する輸入牛(イの検査対象となったものを除く。)

イ 種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛(生後6月未満のものを除く。)

(2) 豚熱及びアフリカ豚熱にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「家きん」という。)を100羽以上(だちょうの場合は、10羽以上)飼養する農場の家きんのうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

(4) アカバネ病にあつては、越冬していない牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

## 4 実施の期日

(1) ブルセラ症、結核、豚熱、アフリカ豚熱並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

(2) アカバネ病にあつては、令和5年6月1日から同年11月30日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

## 5 検査の方法

(1) ブルセラ症及び結核にあつては、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に定める方法

(2) 豚熱にあつては、臨床検査、抗原検査及び血清学的検査

(3) アフリカ豚熱にあつては、臨床検査及び抗原検査

- (4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査
- (5) アカバネ病にあつては、臨床検査及び血清学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第80号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生を予防するため
  - (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）
  - (2) 牛伝染性鼻気管炎
  - (3) 豚熱
  - (4) 豚オーエスキー病
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、放牧予定牛
  - (2) 豚熱にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし
  - (3) 豚オーエスキー病にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚
- 4 実施の期日 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 注射、薬浴又は投薬の別及びその実施の方法
  - (1) 牛ウイルス性下痢症（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、筋肉内注射法
  - (2) 豚熱にあつては、皮下又は筋肉内注射法
  - (3) 豚オーエスキー病にあつては、筋肉内注射法
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	沼田大間々線	沼田市上久屋町字薬師20	前	7.8～11.1	833.3

		59番の1地先から同市同 字下清水1883番の1地 先まで	後	10.2~17.8	833.3
--	--	-------------------------------------	---	-----------	-------

◎群馬県告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	沼田大間々線	沼田市上久屋町字薬師2059番の1地先から同市同字下清水1883番の1地先まで	令和5年3月22日

◎群馬県告示第83号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	昭和インター線	利根郡昭和村大字川額字石坂416番の2地先から同郡同村大字同字神田735番の1地先まで	前	8.0~15.8	703.5
			後	10.2~18.7	703.5

◎群馬県告示第84号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類		変更の	敷地の幅員	延長
-------	--	-----	-------	----

種類	路線名	区間	前後別	メートル	メートル
県道	八本松松井田線	高崎市倉渕町三ノ倉字落合2400番地先から同市同字下原2350番の1地先まで	前	5.5～14.8 11.0～15.6	85.7 65.0
			後	11.0～15.6	65.0

◎群馬県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	上神梅大胡線	桐生市新里町板橋字南前原435番の1地先から同市同字上田272番の1地先まで	前	6.0～14.0	622.9
			後	10.3～19.3	622.9

◎群馬県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	上神梅大胡線	桐生市新里町板橋字南前原435番の1地先から同市同字上田272番の1地先まで	令和5年3月22日

◎群馬県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	藤岡本庄線	藤岡市中栗須字土取場258番の6地先から同市同字宿屋敷246番の1地先まで	令和5年3月22日 午後3時

◎群馬県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	金井小幡線	甘楽郡甘楽町大字天引字鈴宮360番の5地先から同郡同町大字同字西谷2504番の4地先まで	令和5年3月22日
		甘楽郡甘楽町大字天引字口明塚330番の4地先から同郡同町大字同字同325番の3地先まで	

◎群馬県告示第89号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示（平成18年群馬県告示第245号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

1の表県道太田大間々線の項中「新田小金井町1451番の1地先」を「山之神町52番の12地先」に改める。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、みなかみ都市計画下水道（みなかみ公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 みなかみ都市計画下水道 みなかみ公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年3月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及びみなかみ町生活水道課

## ■ 公営企業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和5年3月13日付けで国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（令和5年関東地方整備局告示第82号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月22日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 都市計画事業の種類及び名称 玉村都市計画工業団地造成事業 高崎玉村スマートIC北地区工業団地造成事業
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 令和3年1月8日から令和11年3月31日まで

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111